

第2回 吉岡町地内における渋川地区広域市町村圏振興整備組合
最終処分場候補地選定委員会【概要】

日 時：令和3年3月22日（月）
14:00～16:00
場 所：吉岡町役場 二階 大会議室

出席者：土倉委員長、片野副委員長、田中委員、西村委員、須田委員、
中沢委員、大井委員、栗田委員、堤委員、星野委員

欠席者：河合委員

事務局：中島住民課長、田子協働環境室長、木部主事
高田総務課長

1. 開 会

中島住民課長

2. あいさつ

土倉委員長

3. 議 題

- (1) 建設可能区域図について
- (2) 令和3年度のスケジュールについて
- (3) そ の 他

4. 閉 会

片野副委員長

（1）建設可能区域図について

事務局：第1回の委員会にて説明したとおり、資料1「群馬県の事前協議規程における立地基準」を地図上に反映させたものを作成した。各凡例について一つずつ説明をさせてもらう。

～ 吉岡町の地理的状況を簡単に説明した後、各凡例について説明 ～

＜公共施設＞

小中学校・保育園・消防署・各自治会の集会所などで全部で59施設。

＜病院・診療所等＞

全部で23施設。

＜特別養護老人ホーム等＞

老人ホームのほか、障害者施設、通所介護施設等も含んでおり、中には病院等を含めた複合的な施設もあり、およそ26施設。

＜文化財及び埋蔵文化財包蔵地＞

県指定史跡2か所、町指定文化財17か所、その他の史跡・文化財・石造物などを含め、全部で170か所ほど。赤塗の丸は現存するもの、白抜きの丸は現存が確認できないもの。赤線の囲み部分は埋蔵文化財包蔵地。

＜河川区域＞

吉岡町には利根川を含めた一級河川が8河川。河川区域とは一般的に堤防から堤防までのことである。河川によって異なるが、河川区域の外側に約20mの河川保全区域があり、建築などの行為を行う場合、許可が必要になる区域となる。図面にはこの河川保全区域を含めて表示。

＜浸水区域＞

吉岡町のハザードマップによる災害時における河川及びため池の浸水想定区域を表示。

＜土砂災害警戒区域＞

吉岡町のハザードマップによる災害時における土砂災害の危険区域を表示。

吉岡町では西側（山側）の一部に指定された区域がある。

＜居住区域＞

主に一般住宅を示したものであるが、店舗や工場などの事業所も含んでいる。現在計画中の店舗および住宅分譲地なども可能な限り反映。先に説明した、公共施設や病院等とも重複して表示。

<保安林>

保安林とは森林法に基づく制度であり、水源の保全や災害の防備、生活環境の保全といった公共目的の達成のため、機能の高い森林を維持していくための制度である。

吉岡町では主に一番西側（山側）のほとんどが保安林の指定をされており、一部、中央部に指定がある。

<都市計画用途地区区分>

用途地区は都市を住宅地、商業地、工業地などいくつかの種類に区分して定めることで、互いの生活環境や利便性を保つ目的のもの。吉岡町では3種類の区分が設定されており、役場周辺の緑色の部分が「第二種中高層住居専用地区」。それに挟まれるように関越自動車道沿いの紫色の部分が「準工業地域」。南東の部分、大型店舗が並ぶ地域である赤色の部分が「近隣商業地域」。

<公園・貯水池・水道水源施設>

濃い青色が公園・貯水池であり、水色が水道水源施設となっている。

水道水源施設については、吉岡町内に5施設存在。また、榛東村の施設について、吉岡町境の3か所表示。資料1の立地基準により水道水源施設から500m以上の距離を設けることの規定があるので、その影響範囲を考慮し地図上に反映させたものである。水色の線で囲われた範囲が500mの影響範囲となっている。

<産業廃棄物処理施設・群馬県指定区域>

現在稼働中の中間処理施設及び過去に廃棄物の埋立地として使用していた場所を表示。町の西側（山側）にいくつか点在。群馬県指定区域とは、過去に廃棄物等の埋立てが行われていた場所であり、県が指定・管理を行いその土地の形質変更を行う際には届出を行わなければならない区域のことである。今後の候補地の選定場所によっては、さらに詳細な調査・確認の必要がある。

<重ね図>

ここまで説明をした地図をすべて一枚に重ね合わせたものである。何も色がない白色の部分が点在しているのが確認できると思うが、ここからさらに、距離条件（居住地・埋蔵文化財包蔵地等から100mなど）を考慮し地図に落とし込んでいくと、白色の部分がさらに消えていく。

最終的にすべての立地基準及び距離条件を反映させ、凡例の色を1色に統一して表示したものが次の建設可能区域となる。

＜建設可能区域＞

白抜きの部分が、現状、立地基準の条件がかからない部分となる。数字については、およその面積。

前回の委員会でも質問があったが、具体的な最終処分場の計画については、渋川広域組合が今後策定していくことであり、現状計画はできていない。渋川広域組合に選定の方針を確認したところ、現在のエコ小野上処分場と同程度の規模でということであるので、2.5ha程度が想定される目安となる。地図の右側辺りに、2か所白抜き部分 (1.12ha、0.98ha) があるが、面積規模としても想定より小さいエリアとなっており、2.5haには満たない。

約4haのエリアは、現状主に畠と思われる。位置的には榛東村との境で榛東村の水源地に挟まれたエリアである。

約8.9haのエリアは、現状ほとんど山林と思われる。等高線の具合から傾斜と高低差があることがわかる。

約45.83haのエリアは、面積が広いので場所によって状況は様々だが、向かって左側は森林で、先ほどの場所に比べると傾斜はなだらかと思われ、その上の部分は等高線の具合から沢になっていると思われる。また右側については、沢が2本あると思われ、等高線もやや複雑で滝沢川に近いエリアになる。

これら白抜きエリアに関しては、現地の調査を行ったわけではないので、今の説明の内容は、あくまで国土地理院の地図、地形図であるとか航空写真等から、考えられる想定で話をさせてもらった。今後については、現在想定できる状況からある程度の範囲に絞り込めればと思うので、そのあたりについてご意見、ご質問等をいただき、今後の作業を進めていきたい。

土倉委員長：事務局の説明について何か意見、質問はあるか。

田中委員：いろいろなところで生物多様性の必要性、保全の必要性が言われているが、吉岡町では、そういう希少の植物の存在などがこれまで指定されているとか、またそうであればその保護はどのように考えているか。

事務局：この図面を作成するに当たり、立地基準の中にある例えば国立公園、自然環境保全地域、原生自然環境保全地域、絶滅野生動植物の生息地の保護区、鳥獣保護区など、そういう指定があるのかどうかを調べたが、そういう地区の指定は、吉岡町の中には現状なかった。ただ、実際に建設をするということになると、その辺りは渋川広域組合が行っていくため、吉岡町がここでやりますとは答えられないが、環

境アセスメント等の調査も行いながら進めていくのではないかと思う。

田中委員：町独自で何か守っているという地域もないか。

事務局：現状はない。

片野副委員長：今の補足をさせてもらう。吉岡町については、ほとんど調査が実施されたことのない地域である。上部は榛名山に続く関係で自然林に近いような林があり、傾斜が緩くなってくるとほとんど自然林はない。あるのはほとんど、いわゆる落葉広葉樹の二次林と杉の植林地で、森林については、この2つで大体まとまっていると思う。下にいくと畑地や水田が出てくるが、隣接地域で見ると、水田周辺には、いわゆる絶滅危惧種の生息地域が認められている。これは渋川市にもあり、前橋市にもある。ただ、森林についてはほとんど調査がされておらず、渋川市では絶滅危惧種が何種類か、杉の植林地であったり、広葉樹林帶の中から出てくるので、そういったものが吉岡町にもあることは想定される。このあたりは、後日、調査していただければと思う。広い範囲で自然植生が残っているというところは、いわゆる保安林になっているので、問題ないと思う。

土倉委員長：ほかに意見、質問はあるか。

堤委員：貯水池と水道の水源地について詳細の説明が欲しい。農業用水路と飲料水等の用途について。かなり貯水池があると思うが、飲料水になっているのはどこの部分か。

事務局：～吉岡町の水道施設（5カ所）、その他貯水池、榛東村の水道施設（吉岡町境の3カ所）について説明～

土倉委員長：他になにかあるか。

田中委員：水源の影響範囲について500メートルで考えているが、水源は地下水か、それとも表流水、河川水、どちらか。

事務局：例えば上野原浄水場だが、ここで水をくみ上げているわけではない。この浄水場で使用している水は、この上に沢があり、その沢の表流水を取水して持ってきて、ここで浄水をしている。ただ、今回の立地基準の水源地、水道施設ということなので、水道施設としてここを囲わせてもらった。それともう1箇所、例えば小倉沈澱池は3万トンの貯水池だが、ここは地下何百メートルという深いところに新幹線が通っていて、そこからポンプで湧水をくみ上げている。1回貯水をして、このくみ上げた湧水に関しては、農業用水等としての利用もある。

榛東村の3つの施設に関しては、そこでくみ上げているか表流水なのかどうなのがそこまで調査をしていない。

田中委員：地下水だと、そういう話は分かりやすいが、河川などを水源にしている場合には、影響範囲というのは非常に大きいのかなと感じ質問させてもらった。

土倉委員長：群馬県の立地基準でいうと水道水源施設ということだったが、必ずしも水源ではないということでよいか。

事務局：純粋に水源という形であると、説明した2か所になる。他のものに関しては水道施設という表現が適切かと思う。ただ、浄水の施設があるということなので、立地基準の囲みを反映して作成させてもらった。

土倉委員長：これは水源のほうを重視したほうがよいのかとは思うがいかがか。恐らく委員の皆さんもそういう考え方じゃないかと思う。

他に意見がなければ私からよろしいか。前に最終処分場については、県の立地基準にもあるが、最終処分場が近くに2つ3つあってはいけないということであり、1キロ以上距離を取るようにという基準があったかと思う。産業廃棄物の処分場が地図の上にほうにあったと思うが、そこからの距離というのは検討しないのか。

事務局：資料1を見てもらうと、最終処分場は他の最終処分場の敷地境界から1キロ以上距離を設けることというのがある。他の最終処分場とは、公告済みの最終処分場の計画地、または廃止前の最終処分場、現在動いている処分場ということである。あとは事前協議対象外の公共最終処分場、つまり今皆さんにご検討いただいている公共の最終処分場のことがこの立地基準の中に書かれている。その意味から捉えると、この地図の中に落としてある黒斜線の地区に関しては、現状稼動している最終処分場ではないという判断で、この1キロ以上という立地・距離条件を反映していない。指定区域③に関しては、現在稼動しているが、これは最終処分場ではなく、中間処理施設という形になる。最終処分場と中間処理は何が違うのかというと、最終処分は埋立や、一部海に埋め立てる場合ももちろんあり、とにかくその処分が一番最後ということになる。対して、中間処理というのは、その最終処分に持っていくまでに廃棄物を減量したり、例えば物質によっては安定化という表現をするが、安定化であったりとか無害化、あとは資源化など、そういういった最終処分に行く前にいろんな手を加える、その処理をする

のが中間処理となる。地図に戻ると、現在、吉岡町の中に最終処分場として稼動している施設はないと思われる。ただし、中間処理として稼動している施設はある。それ以外の塗られたところは過去に埋立地として利用していた場所である。なので、この立地基準の中の最終処分場の境界から1キロという規定については、現在の計画地または現在稼働している処分場、そういうものが対象になるという判断から、影響範囲の1キロというのは落とし込んでいない。

土倉委員長：候補地として残っている部分は、かなりもう限定されてきているが、この中で説明もあった地形の条件や、あるいは榛東村の水源との関係から、残った部分の中でも優先順位のようなものが出てくるだろう、事務局からはそんなことでよいか。

事務局：この3箇所の中で、ある程度絞り込みを委員会で行っていただければということになる。なので、地形図、航空写真等から想像できる現状を説明した。ある程度の優先順位や絞り込みというものを行っていただきたい。

土倉委員長：これから詳しく調べることになるかと思うが、委員会としてはいかがか。説明があったところ(45.83ha)でいうと、この中でも優先というか考えるべきことがあるのかもしれない。あとは、例えば主に清掃センターから焼却残渣が来るかと思うが、その関わり、搬入路の関係等もあるかと思う。

事務局：現状の清掃センターからの搬入について、ある程度大型のダンプになると、この道路(県道水沢足門線)か、もしくは下の道(県道渋川吉岡線)どちらかからのアクセスになると思う。

あとは、この場所(4.08ha)だと、アクセスに関して、地図にあるとおり現状近くまで道路は来ている。

あとの場所に関しては、道がほとんどなくアクセスが難しい。どの場所に関しても、もちろん周辺の整備は必要にはなってきて、必要でない地区というのはあまりないと思う。

田中委員：前回欠席だったので質問させて欲しい。この最終処分場は、一般廃棄物を燃やし、残った灰を持ってきて埋めるということだが、そのときの処分場のタイプは、オープン型それともクローズ型か。いずれにしても排水が出るかと思うが、そういういった排水処理施設もつけた処分場と考えているのか。

事務局：最終処分場について、一般廃棄物処理基本計画や基本構想なりがあつた上で、候補地はどこにしようかということが選定方法の1つであるが、現在吉岡町が候補地選定を進めているその施設を造るのは渋川広域組合であり、渋川広域組合では令和4年以降の基本計画は現状としてできていない。ただ、選定を進めるに当たって、現状どういった施設でいくか、どういった想定でいくか渋川広域組合に伺ったときに、

「現状としては、現在稼働中のエコ小野上処分場がクローズド型の施設であるが、面積規模も施設のクローズ型・オープン型というものも含めて、計画としてはこれからであるため、今のエコ小野上処分場と同程度の敷地面積を想定してもらえばいいのではないか」という話をいただいたて、私ども吉岡町としても、その想定で前回の会議も本日も進めている。

田中委員：排水処理施設も造るということでしょうか。

事務局：施設の計画が未定であり分からぬ部分もあるが、エコ小野上処分場は、外部に排水は一切出さない施設にはなっていること。例えば埋め立てたところに散水をするなどで水が発生し、その水自体はエコ小野上にある中の施設で循環し、それをまた散水作業に使うということで、外部に一切水を放流しないという施設と聞いている。

田中委員：吉岡町は人口がすごく増えてきている。候補エリアに将来家が建つということはないか。

事務局：一概には言えないが、高崎渋川バイパスから右側のエリアのほうが比較的住宅の建設というのはとても多い場所になる。

高田総務課長：吉岡町はご存じのとおり人口が急増しており、立地適正化計画の中では、居住誘導区域は先ほど事務局から説明のあった真ん中から右側になる。上のほうについては居住抑制区域になっており、住宅を誘導する区域には当たっていない。

事務局：あと1点、こちらのエリア（4.08ha）でいうと、下に住宅地がある。榛東村側になるが、この辺りに何件か居住区域があるという形になる。榛東村の地籍なので、今回の地図には想定していないが、例えばこの居住区域の条件を新たに調べて、今回示したものと同じ作業をした場合に、榛東村境にあるこの白いエリアがどうなってくるかということもある。今回示したものは、あくまでも吉岡町の中のものである。

土倉委員長：他に何かあるか。

（「なし」の声）

土倉委員長：今回の委員会の意見を参考にして、さらに詳しく調べてもらえばと思う。

（2）令和3年度のスケジュールについて

事務局：資料3は第1回の委員会にて出したものと基本的には同じものである。令和3年度については、おおむね4回程度の委員会開催を予定しており、協議内容については、現在想定できる状況からある程度の範囲に絞りこめればと考えている。作業内容や状況によっても開催時期・回数などは変わってくるとは思うが、事務局としては、7月頃には第3回の委員会を開催し、現地の確認も含め、現状可能な範囲での調査を行い、建設可能区域のさらなる絞り込みを進めていければと考えている。

（3）その他の議題

土倉委員長：議題（3）その他について、事務局からお願ひする。

事務局：本日の資料について、現段階では非公開の資料とさせていただき、時期を見て公開の判断をできればと考えている。また今後もう少し建設可能区域を絞り込んでいったときに、例えば地元の自治会長さんであるとか地元の地権者さんなりへの説明会も徐々に進めていく形にはなると思う。地元の自治会長さんにこの委員会に入ってもらうという可能性も十分に考えられるので、そのときには委員長、副委員長等に相談をしながら進めていきたいと思う。

～ その他令和2年度の委員報酬について説明 ～

西村委員：資料について当面の間非公開の旨承知した。ただやはり意思決定の途中ということで非公開になっているが、将来的にこの選定の過程がどうであったのかということを検証することが可能なように、この議事、今後また重ねて作成される資料などについては保存をし、またかかるべき時期を見て公開される、そういう手続になるということでおろしいか。

事務局：あくまで現段階では非公開ということであり、今後の協議の過程や資料に関しては保存をし、かかるべき時期にしっかりと公開していくと

いう前提で考えている。

土倉委員長：情報公開、透明性についてお願いする。

他になければ閉会とする。

4. 閉 会

片野副委員長

以 上